

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日

目 次

規 則

報

告

示

○福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

○土壌汚染対策法により要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定 を解除する件

○道路の供用を開始する件 ○道路の区域を変更する件

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件

県

○海岸保全区域として指定する件の一部を改正する件三件

島

○県営土地改良事業の工事が完了した件 ○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

福島海区漁業調整委員会

○はえなわ漁業について指示する件

規 則

福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年八月二十九日

福島県知事

内

堀 雅 雄

福島県規則第五十九号 福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

に改正する。 福島県県営住宅等条例施行規則 (平成九年福島県規則第八十二号) 0) 一部を次のよう

別表第二の一の表福島県営居合団地の項中「一号室から十号室まで」を「二号室、

四

号室、九号室、十号室」に改め、「四十号室まで、五号棟の」の下に「一号室、三号室、 五号室から八号室まで、 」を加える。

この規則は、 平成二十九年九月一日から施行する。

(建築住宅課)

告

示

福島県告示第五百六十九号

特定有害物質によって汚染されている区域の指定を次のとおり解除する。 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。) 規定により、

平成二十九年八月二十九日

쀧

他の措置を講ずることが必要な区域の指定の一部を次のとおり解除する。 よる人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その 法第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、 福島県知事 内 当該汚染に

指定を解除する区域

字入山一三番二の一部並びに同市大越町上大越字中平六〇番一一、六〇番一二、 六番一及び八七番一の各一部で次の図に示す区域 一、一四番一、一五番、一六番一、一九番及び二〇番の各一部、 田村市大越町上大越字後原一〇番、一〇番五〇、一一番一六、一二番一、一三番 、六〇番一二、八同市大越町上大越

同じ。)又は土壌含有量基準(同条第二項の基準をいう。以下同じ。)に適合して 施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準をいう。以下 いなかった特定有害物質(法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準(土壌汚染対策法 。以下同

土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

咒九

<u></u>

土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

3 講じられた指示措置等

二 法第十一条第二項の規定により、土地の形質の変更をしようとするときの届出をし 土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壌の掘削除去

なければならない区域の指定の一部を次のとおり解除する。

指定を解除する区域

びに同市大越町上大越字中平六○番一一、六○番一二、八六番一及び八七番一の各一五番、一六番一及び二○番の各一部、同市大越町上大越字入山一三番二の一部並 田村市大越町上大越字後原一○番、一一番一六、一二番一、一三番一、一 四番一、

報

- 準に適合していなかった特定有害物質の種類 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基 部で次の図に示す区域
- 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類 セレン及びその化合物
- 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置 土壌含有量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壌の掘削除去

及び福島県県中地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、 省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課

(水・大気環境課)

福島県告示第五百七十号

商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画 は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年八月二十九日から同年九月二十 項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第

平成二十九年八月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ヨークベニマル鎌田店 福島県福島市丸子字柳原二番四ほ

法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

1 騒音の発生に係る事項 福

- 等の際に生じる騒音には十分配慮し、深夜・早朝などの作業がある場合には、周特に当該店舗の敷地北西側には住宅が隣接しているため、荷さばきやドアの開閉 辺住民への十分な事前説明と理解を得るようにすること。 店舗の営業に伴い、周辺住民の生活環境に影響が生じることが予想されるが、
- 隣接する住居から離すよう配慮すること。 始業前の深夜・早朝に保冷車・冷凍車などの待機がある場合には、 駐車位置を
- 生活環境を損ねないよう十分留意すること。 受電設備・空調室外機等の設置場所・機種の選定等にあたっては、 周辺住民の
- 環境関係法令等に基づく届出について、 遺漏のないようにすること
- 2 廃棄物に関する事項
- 雑誌、紙パック、その他の紙等)、びん類、 廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるもの(古紙類(ダンボール、新聞紙 極力再生利用を行うこと。 缶類)については、再資源化ルート

に努め、苦情等の問題が発生した場合は、早急かつ誠意ある対応を行うこと。 正に処理し、廃棄物の保管・運搬にあたっては、飛散防止などの周辺環境の保全 また、事業活動に伴って発生した廃棄物については、事業者の責任において適

- 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 棄物など)ごとに、それぞれの許可を受けた業者へ委託し適正に処理すること。 活動に伴って生じた廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず)・事業系一般廃 廃棄物の収集運搬・処理を委託する場合は、廃棄物の種類(産業廃棄物(事業
- 意見書の提出なし。

 \equiv

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百七十一号

商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。 九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画 は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年八月二十九日から同年九月二十項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一 平成二十九年八月二十九日

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内 堀 雅 雄

法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要 イオンタウン塩川 福島県喜多方市塩川町小府根字曽谷田二十七番 一ほか

意見なし。

意見の提出なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百七十二号

る 課及び福島県県中建設事務所で平成二十九年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供す て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につ

平成二十九年八月二十九日

福島県知· 事 内 堀 雅 雄

県道曲木	路線				
木	名				
石川郡玉川村大字	区				
村大字川辺	間				
変	の変	医変			
更前	更	更更			
нu	別後	後前			
七・六~	(メートル)	敷地の幅員			
二九	(x .	延			
九一・〇	トル)	長			

基点7

六五〇

	中野目線
まで 対大字川辺	から 字中沖三一八番一地先
変更後	
一七·六~ ○	二三・八
二九一・〇	

(道路計画課)

福島県告示第五百七十三号

平成二十九年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。設事務所で平成二十九年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建伊用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建

福島県知事 内 堀 雅 雄

補助点2

補助点1

基 点 17

基基基点点点16 15 14

基点13 基点12 基点11

一七九三六六・六一五 一七九三六七・〇〇五

一七九三六三・六〇六 一七九三五九・六八〇

 \mathbf{X} \mathbf{X} \mathbf{X} \mathbf{X} \mathbf{X} \mathbf{X} \mathbf{X} \mathbf{X} \mathbf{X} \mathbf{X}

|七九四〇一・七三六

七九四二〇・一三五 七九四五一・ 七九四四八・一五九 七九四五七

四三八

五四

基点10

補助点3

補助点4

補助点5

X一七九五六九・四〇七 X一七九三八四·四七二 X一七九三七三·一五〇 X一七九三七○・七八二 X一七九三六三・〇三二 一七九三五九・〇七二

- Y - ○五 - 八八・八六八の点 - Y - ○五 - 八八・八六八の点 - Y - ○五 - 九五・五○六の点 - Y - ○五 - 六四・六三二の点 - 六三二の点 - 六三二の点

七九五五八・三九

県道	路
曲木中野目線	線
/IOX	名
八同八石 番川	供
二郡一郡	用
先もなった。	開
で大ら大学	始
川 辺 字 字	Ø
中 沖 沖	区
	間
平	供
成一	用
九	開
年八八	始
1 月	0
九	期
日	H

道路計画課

部

福島県告示第五百七十四号

次のように改正する。 海岸保全区域として指定する件 (昭和三十三年福島県告示第二百三十六号) の —

平成二十九年八月二十九日

福島県知事 内 堀 雅

表41原町海岸雫地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

基点及び補助点の位置 (公共座標第以座標系)

基 点 3 基点2 基 点 1 X 一七九五一八・九六五 一七九五五六・二一四 一七九五五六・五五三

基 点 6 基 点 5 基 点 4 $X \quad X \quad X \quad X \quad X$ 二七九四六五·九五○二七九四七三·四八七四九五·九五○

雄

表29相馬海岸古磯部地区海岸の項区域の欄を次のように改める

基点17、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4、補助点5及び補助点6を点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、 順次直線で結んだ線並びに補助点6と基点1を直線で結んだ線により囲まれた 区域(保安林を除く。) 雫地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基

	点	基 点 10	点	点	点		点	点	基点3	基点2	基点1	一基点及
一九五九九七・八	X一九六〇三四·七九一	六〇七五・二	一九	一九六一四三・一九	一九六一五七・三五	一九六一六	一九六一六五・一九	一九六一七〇・八	一九六一七六・一	X一九六二三一・一三一	X一九六二四三・九八五	び補助点の位置(公共座
一〇二六九四・九六三	一〇二六八三・九二三の	Y一○二六七一・八三一の点	一〇二六五五・七八五の	一〇二六五一・四七七の	一〇二六四七・二四八の	一〇二六五〇・五七八の	一〇二六四九・八〇三の	一〇二六五四・四三四の	一〇二六六一・六八九の	Y一○二七○三・八一八の点		標第12座標系)

基点 17、基点 18、基点 19、基点 20、基点 12、基点 12、基点 12、基点 12、基点 12、基点 12、基点 12、基点 13、基点 12、基点 13、基点 14、基点 14、基本 14、

基点26、基点27、補助点1、補助点2、補助点3、

```
補 補 補 補 補 基 基 基 助 助 助 助 点 点 点 点 点 点 点 27 26 25 6 5 4 3 2 1
                                          基基基基点点点点24 23 22 21
                                                         基
点
20
                                                              基
点
19
                                                                  基
点
18
                                                                     基点17
                                                                         基点16
   区域
古磯部地区海岸基点1、
                               X一九六一○七·五九六

X一九六一○一·六五一
                          X
                                                      九五七九六・七五五
                                                          九五八三三・二六三
                           一九五七三七·九九八
九五六九六·八四五
                                              九五七三一・二三七
                                                  九五七三五・八七一
                                  九五七〇九・八八五
                                          九五七一二・二八五
                                                                  九五八四
                                                                     九五九〇〇・二五
                                                                  九・九八九
基点2、
基点3、
                               Y
           Y Y ○ 二八九九・四三七の点

Y ○ 二八七六・六五五の点
                                   Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y
                              基点4、
        一七八二・一三九の点
基点5、
基点6、
```

表31相馬海岸大浜地区海岸の項区域の欄を次のように改める

基点4 基点3

 $\frac{\mathbf{X}}{\bigcirc}$

Y Y Y Y

○一三六○·○一五 ○一三三六·九五四

基 点 1

一六一一・

五〇九

Y

基点及び

補助点の位置

(公共座標第1)座標系

基点2

 $\frac{\mathbf{X}}{\overset{\frown}{\bigcirc}} \frac{\mathbf{X}}{\overset{\frown}{\bigcirc}}$ $\frac{\mathbf{X}}{\bigcirc}$

四〇七・五三三 四〇七・八七五

囲まれた区域(保安林を除く。)助点6を順次直線で結んだ線並びに補助点6と基点1を直線で結んだ線により 補助点4、補助点5及び補 基点23、基点24、基点25、 基点25、基点25、 基点7、 基基基基基基基基基基基基基基基基 点点点点点点点点点点点点点点点 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 基基基点点点44 43 42 基点41 基点40 基点39 基 点 38 基 点 37 基 点 36 基 点 20 19 基 点 18 17 基基基基基基点点点点16 15 14 13 12 11 基点10 X X X X 三 四八四

第2929号

平成29年8月29日 火曜日

基 点 69 68 基 点 67 基基基基基基基 基 点点点点 66 65 64 63 62 61 60 59 基 点 50 基 点 49 基点58 基基基基点点点54535251 基 点 57 基 点 56 55 一九七八三一·C 一九七七九三·C 一九七七九三·C 一九七五二一 一九八六四五 一九八六八四 九八六六五 九八六四 五八六四 四 九八七二三: 九七五(九七五七 九七五五六・ 西 一八八八 七 一 六 六 八 九 八 九 八 九 八 <u>五</u> 三

基点 点 88 87 基点85 一九六六九〇・七〇九一九六六八二・一一八 一九六六九〇: 一九六七〇八 : (一九六六六八 九六六七二・ 九七〇三九 九七〇八九 九 九七一三二・ 九七二二 九七三〇 九 九七三三三・ 九六六六三・ 七一一〇 七三五 七三一三 七三五七 四 二八五 ・三八〇 · 〇二九 ·八九九九 四七八 五六〇 六六三 九三三 六一三 五八四 七九九 四五三 五七四

報

基点17、

基点21、

基点23、

基点44、 基点35、 基点26、

基点46、 基点 37、 基点 28、 基点19、

基点47、 基点38、 基点 29、 基点20、

基点49、

基基基基基点点点点68 59 50 41 32

基点40、 基点31、 基点22、

基点 42、 基 点 33、 基点24、 基点15、

基点34 基点43

基 点 25

基点36、 基点45、

基点27、 基 点 18、

基点 62 53、

基点54、 基点63、

基点73、 基点64、 基点55、

基点74、

基点65、 基点56、

基基点点76,67,58

基基基点点点78 69 60 51

基点77、

基点8、基点9、

大浜地区海岸基点1、

基点2、基点3、 基点11、

基点4、

基点5、

基点6

基点13、

福

島

県

補補補補補補補 助助助助助助 点点点点点点点 14 13 12 11 10 9 8 補 補 補 補 補 補 補 助 助 助 助 助 助 点 点 点 点 点 点 7 6 5 4 3 2 1 基基基基基基基点点点点点 点133 132 131 130 129 128 127 基 点 125 基 点 126 基 点 124 基 点 123 基 点 点 122 121 区域 X X XΧ X X X X X X X X — X X XX 一九六七八四·○四四 X一九六三四五·○七○ X二○○九二二・○九○ Χ X一九六四二八·二〇五 X二〇一六七八·七九九 一九六三五二・三九九 九六三五一・三五六 九六三六一・七四七 九六二六〇・九一三 九六三六三・八六七 九六三七〇・一七六 九六三七三・九二六 九六三八九・七八三 九六二六一・六八三 九六二四四・ 九六二六〇・〇四四 九六四二三: 九六四六九 一九六九三七・八九〇 一〇一六一一・〇八二 九九七四八・九九七 九八七四七・八二三 九七四〇八・九四〇 九七三五四・二九六 <u>四</u> 三 Y Y Y Y YY Y Y Y Y Y Y Y ○二三九六・七九九の 一四四二・八九〇の

○二四四四二・八九六の点 ○二四四四二・八九六八の点 ○二四四四八・九六八の点 ○二五三二・〇二九四四の点 ○二五三五・八八八の点 ○二五三二・〇八八の点 ○二五三二、八八八の点 ○二五三二、九七四の点

> を順次直線で結んだ線並びに補助点14と基点1を直線で結んだ線により囲まれ た区域(保安林を除く。) 補助点12、補助点13及び補助点14補助点5、補助点6、補助点7、 基基基基点点点133 124 115 106

福島県告示第五百七十五号

次のように改正する。 海岸保全区域として指定する件 (昭和四十三年福島県告示第七百七十九号) 0)

河川計画

課

平成二十九年八月二十九日

表九○鹿島海岸南海老地区海岸の項区域の欄を次のように改める。 福島県知事 内 堀 雅

雄

基点18 基基基基基基基点点点点点15 14 13 12 11 10 9 基点8 基点7 基点6 基点5 基点4 基点3 基点17 基点16 基点及び補助点の位置 X X X $X \hspace{0.1cm} X \hspace{0.1cm$ Χ Χ X 一九〇八三九・八六三 |九〇八四二・九八〇 九〇二 九〇三九六・一九五 九〇七六八・六五八 九〇八三二・七六九 九〇八四八・六二三 九〇三八四・ 九〇三八九・〇六九 九〇四二二・〇三八 九〇四三六・〇七九 九〇四六五・三八三 九〇五四七・五三四 九〇六八一・一四三 九〇三六一・ 九〇三七四・一七九 九〇三八二・九六〇 九八八八 四 〇 五 標第以座標系 ・八五四の

福

基点70、

基基基基基基 点点点点点点 61,52,43,34,25,16

平成29年8月29日 火曜日

基 点 46 45 基 点 44 43 基 点 点 42 41 基点56 基 点 55 基 点 54 基 点 53 基 点 52 基基 点点 48 47 基点 40 基 点 39 基 点 38 基 点 36 基 点 35 基点25 基 点 57 基 点 51 基 点 50 49 基 点 37 基 点 34 基点26 基 点 33 基 基 点 点 32 31 基点27 基点 30 **基点29** 基点 28 八九七一六・ 八九八五六・ 八九八九二・一二三 八九九〇五・ 八九九四 八九九六八・九七四八九九六六八 八九九六八、四九二八九九九八七、一七三 八九九九三・五六三 九〇〇九六・四七〇 八九七二二一・二三三 八九八〇二・〇四四 八九八四六・六七五 八九八七一・三五二 八九八九一・ 八九九四 九〇〇四三・四四〇 九〇〇六六・三〇四 九〇一一八・〇三六 九〇一〇六・八二七 九〇一二七・一五六 九〇二 九〇一三 六三・ 六九・ 四 六八・八六二 四七・六○四 九 七 九・三八二 九・八五八 ・〇六六 ・二八七 七二二 七五八 七三五 五三七 四五四 四三二 Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y YYYYYYYYYY Y Y Y Y Y YYY YY Y Y Y Y

二区域 基基点26,17、 基点8、 補助点10 補助点 9 8 補助点 7 6 補補補補補基基基基基 助助助助点点点点点点 点点点点点点7675747372 54321 助点3、 基点71 基点71、 基点62、 基点53、 基点44、 基点35、 基点70 基点69 基点68 基点67 基点66 基点65 基点64 基点63 基 点 62 助点10を順次直線で結んだ線並びに補助点10と基点1を直線で結んだ線によ 南海老地区海岸基点1、 、補助点4、補助点、基点73、 基点点63.54、 基点36、 基点 27、 基点45、 基 点 18、 八九四八六・二五一八九四八六 八九四九九・六九六 八九五四四・ 八九五五五五・ 八九五八六・二五四 八九五九〇・ 八九五 八九四四六・〇五七 九〇八九八・四二一九〇八九八十四六九 九〇四九一・九四九 九〇八八九・八八 基基点64,55、 基点46、 基点 37、 基点10、 基点 28、 基点 19、 補助点5、補助点6、補助点7、補助点8、補助点9及び4点73、基点74、基点75、基点76、補助点1、補助点2、補 基点65、 基点56、 基点47、 基 点 38、 基点 29、 基点20、 基点2、 八六八 六八五 四七七 五七九 基点66、 基点 57、 基点 48、 基点3、 基点 67,58 ○三九四二・九九○の 〇三八七八・一二六の 基点22、 基 点 13、 基基基基点点点 68 59 50 41 基点 23、 基点14、 基点 32、 基点 69 60、 基基点51,42、 基点 24、 基点15、 基点33、 基点6、

Χ Χ

八 八 八

一〇九七・ 一〇九七・ 三七七・

八〇五 四〇七 七二

YY

九

九五

・三七二

Y Y Y Y

福

基点11 基 点 10 基点9 基点8 基点7

七三四

五一六

四四

五五

一 九 一 〇 四 二

基基 点点 18 17

ЛЛЛЛЛЛЛЛЛЛЛЛЛЛЛЛ

五九四六一四九〇二一五四八〇四

七八八九 二八九 :

一 九 八 八 七

七三・

五三七 七六二

基点25

八〇九六三・

八〇九七八 八〇九九三・

一〇八六 一〇九八

○ <u>£</u>.

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ □ 四 四 四 四 四 四 四 五 九 九 九 九 八 八 三 三 三 四 四 四 四 四 二 八 七

・六五三の

五二二の

(保安林を除く。

河川

計画課

:島県告示第五百七十六号

うに改正する。 海岸保全区域として指定する件 (平成十一 年福島県告示第五十四号) の一部を次のよ

平成二十九年八月二十九日

一〇五原町海岸渋佐萱浜地区海岸の項区域の欄を次のように改める 福島県知事 内 堀 雅

雄

基点6 基点2 基点及び 補助点の 八 八二三九四・一〇二 三八三・二二七 三八八・八二六 二九八: 一 位置 九〇二一 (公共座 七七七 標第 YY Y Y Y 九七八・ 公九

基点37 基点36 基点35 基点34 基点33 基点32 基点31 基点30 - 八○○○三・三八五 - 八○○○三・七九七 - 七九九八八・八七九 - 七九九七四・○二三 一七九九九四四· 一七九九九二九· 一七九九一二十 一七九九一十 一十 九九一十 六 六 六 六 . 一七九九五九 八〇〇二七・七四八 八〇〇七六・五九一八〇一〇七、四九九 八〇四 八 〇 八 八 七九八九三 八〇一一三 八〇二五一・ 八〇七二七 八〇七二七 七九八七八 七九八八五 七九九〇一 八〇四三五 八〇四六五 八〇六五三・二〇七 八〇八三 八〇八四八 八〇八六〇 八〇八七二・一六一 五 八 七 四 二十二八九 ・三七六 · = = = 九〇一 - 八八二 二九 ・三五七 · | O = : ・二五六 六五 八五四 五七八 六六八 六〇四 <u>H</u>. 五三六 九四六 五七二 一 四 一 九 〇 四 九三九 \circ 四三 二七

公告第百八十三号

公

告

補助点 8 7 補助点 6 補助点 4 3 補助点 2 1 基 点 74 基 点 73 基 点 72 基 点 71 基 点 70 基 点 69 基 点 68 区域 X $X \quad X \quad X \quad X \quad X \quad X$ X一八一八四五·六一八 X — X一八一三三·六三七 X一八一一一八·六五六 X X X一八〇四〇九・二五六 X X一八二一〇二·九九七 X一七九七七六·二〇四 一七九七五六 · 二一四 一七九七七二・九〇八 一七九七七七・ 七九七六三・二〇一 七九七六六・八〇二 七九七五〇・七八九 七九七五四・ 七九七五八・六五四 一八〇八八四・二三二 一八〇七二九・〇七一 一七九七七一・〇二三 八二四 八一五六三・一八〇 七八・六五 四三二 七五六 Y □ ○五○四八・一八一の点Y □ ○五○三七・○二三の点Y □ ○五○三六・九四九の点 Y Y Y

 Y - ○四九八九・

 Y - ○四九九九・

 Y - ○四九九四・

 Y - ○五○○五・

 ○五・

 ○五・

 ○六九の点

 - ○五○

 < Y Y Y Y Y Y一○五一一二・八三七の点 Y一○五○二一・九四七の点Y一○五二五六・九二九の点 Y一〇五〇四〇・一九七の点

基点25、基点26、基点27、基点28、基点29、基点30、基点31、基点32、基点33、点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点24、基点24、基点21、基点21、基点21 7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基 び補助点11を順次直線で結んだ線並びに補助点11と基点1を直線で結んだ線に 補助点4、補助点5、補助点6、補助点7、補助点8、補助点9、補助点10及基点70、基点71、基点72、基点73、基点74、補助点1、補助点2、補助点3、 基点61、基点62、基点63、基点53、基点54、 基点43、基点44、 基点34、基点35、 より囲まれた区域(保安林及び準用河川の河川区域を除く。) 渋佐萱浜地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点

泂 Ш 計画 課

> 退任した役員 氏名 | | | | | | | 一春町大字柴原字神久保 町大字過足字下屋敷 町大字西方字中ノ内

三春町土地改良区

地改良区の名称

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

福島県知事

内 堀 雅 平成二十九年八月二十九日

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

次

役別 久吉 貞 茂 男 行 浩 國志 春 義匡 英吉 浩昇長明勝正政茂雄 志 貞夫彦勝一行二 寛 茂 文 喜一 洋一 同同同同同同同同同同同日任 同同同同同同同同同同同同同日任 Ⅰ村郡三春町大字柴原字神久保一○○番地|所 郡同 郡 郡同同 郡同 郡同 郡 郡同同 郡郡同同 郡同 郡同 郡同 郡同 郡同 郡 町大字過足字下屋敷一番地 町大字沼沢字新屋敷一一七番地 町大字西方字西方前一六四番地 町大字樋渡字下ノ前二九〇番地 町大字柴原字神久保一五八番地 町大字滝字岩ノ入一六五番地 町大字込木字田中四二番地 町大字貝山字岩田一八六番地 町大字鷹巣字餅田一〇三番地 町大字沼沢字浜井場四五番地 町大字斎藤字戸ノ内一四八番地 町大字根本字仲平二七二番地 町大字樋渡字嘗石田三七三番地の 町大字柴原字滑津九六番地の五 町大字滝字岩ノ入一六五番地 町大字込木字田中七三番地 町大字貝山字古内一五〇番地 町大字鷹巣字瀬山四六番地 町大字斎藤字斎藤一四二番地 町大字貝山字古内一五〇番地 町大字鷹巣字姥ケ懐一四〇番地 町大字斎藤字戸ノ内一六番地 町大字狐田字五郎内一七七番地 町大字根本字光谷一一二番地 大字狐田字五郎内一七七番地 一番地 一七三番地 一〇〇番地

福島海区漁業調整委員会指示第四号

同同監事 渡邉 晃秀 佐久間 千佳 常光 同同同 郡郡郡同同同 町大字鳥山字古内八四番地町大字鷹巣字堤八四番地の二町大字斎藤字戸ノ内一五三番地

(農村計画課

公告第百八十四号

成二十九年七月二十日完了したので公告する。 宇内地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により (農地整備事業) の工事は、

平成二十九年八月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課

福 島 海 X 漁業調 整委員 会

六十七号)第六十七条第一項の規定により、 福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法(昭和 平成二十九年八月二十九日 次のとおり指示する。 四年法律第二 言

福島海区漁業調整委員会

会長 新 妻 芳 弘

ない。 とする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければなら の福島県の海域において、はえなわ漁業(浮きはえなわ漁業を除く。)を操業しよう 最大高潮時海岸線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深百メートル以深

福

島

操業の承認

承認の対象漁船

はえなわ漁業に係る操業の承認の対象船舶は、 総トン数七トン未満とする。

操業期間 一十一日までとする。 一に規定する海域における操業期間は、 平成二十九年十月一日から平成三十年三月

制限又は条件

操業の禁止区域

北緯三十七度十七分四十九秒以南の水深百メートルから水深三百メー 次に掲げる海域での操業は、禁止する。

トルの福島

次

2 県の海域 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、 操業に際し、 別に定める承認証を船内に備え付け、

平

3

動しなければならない。 合において、操業協定が締結されるまでの間は、 じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場 操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生 操業の協定 競合又は紛争の生じない漁場に移

承認の取消し

六 Ŧi. この指示に違反したときは、

る

指示の有効期間 この指示の有効期間は、 平成二十九年十月一日から平成三十年九月三十日までとす

承認を取り消すことがある

福海はえなわ 2 〒40センチメートリし 9第 京 20センチメートル

に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。

リサイクル適性®

再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,500円】

県刷 発行者 印刷所 福 株式会社 島 第 印